保険特別勘定　貸借対照表

（平成25年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	18,966,015,728	保険契約準備金	31,571,930,890
預貯金	18,966,015,728	支払備金	1,440,683,078
有価証券	8,105,516,536	責任準備金	30,131,247,812
国債	7,471,240,000	その他負債	453,942,165
社債	230,360,000	再保険借	3,230,512
株式	403,916,536	外国再保険借	38,706,951
貸付金	90,243,453	未払金	410,587,425
保険約款貸付	90,243,453	仮受金	1,417,277
有形固定資産	172,280	特別法上の準備金	20,868,553
その他の有形固定資産	172,280	価格変動準備金	20,868,553
その他資産	61,520,992		
未収保険料	268,345	（負債合計）	32,046,741,608
再保険貸	186,802		
外国再保険貸	805,533		
未収金	26,517,957		
未収収益	16,133,216	利益剰余金	△ 5,018,169,624
預託金	17,507,739	その他利益剰余金	△ 5,018,169,624
仮払金	101,400	繰越利益剰余金	△ 5,018,169,624
貸倒引当金	△ 2,710,800		
		その他有価証券評価差額金	192,186,205
		（純資産合計）	△ 4,825,983,419
資産合計	27,220,758,189	負債・純資産合計	27,220,758,189

保険特別勘定　損益計算書

（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）　（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	3,544,595,302	経常収益	2,732,958,222
保険引受費用	2,907,536,605	保険引受収益	2,389,770,914
正味支払保険金	1,138,696,535	正味収入保険料	△ 435,295,108
損害調査費	34,511,119	収入積立保険料	5,144,162
諸手数料及び集金費	104,066,587	積立保険料等運用益	132,515,974
満期返戻金	1,619,963,360	支払備金戻入額	579,390,558
為替差損	10,299,004	責任準備金戻入額	2,108,015,328
資産運用費用	0	資産運用収益	22,041,798
		利息及び配当金収入	154,557,772
		積立保険料等運用益振替	△ 132,515,974
営業費及び一般管理費	565,150,830		
その他経常費用	71,907,867	その他経常収益	321,145,510
支払利息	991,505	その他の経常収益	321,145,510
その他の経常費用	70,916,362		
		一般勘定より受入	0
特別損失	2,107,756	特別利益	0
特別法上の準備金繰入額	2,107,756		
価格変動準備金繰入額	2,107,756		
		（当期損失）	
		当期純損失金	813,744,836
合計	3,546,703,058	合計	3,546,703,058

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

（1）子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

（2）その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

（3）その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっている。

2．有形固定資産の減価償却は、定率法によっている。

3．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしているが、当事業年度に関しては上記期間における貸倒実績がないため、計上していない。

4．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上している。

5．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。